

上士幌町地域材利用推進方針

河東郡上士幌町

上士幌町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針（平成23年3月22日林業木材第1487号。以下「道方針」という。）に即して策定するものであり、町内産はもとより、十勝管内の森林から産出され、十勝管内で加工された木材をはじめ、北海道（以下「道」という。）内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るため、基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

上士幌町（以下「町」という。）が整備する公共建築物での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業の再生を図るうえで極めて重要である。

町の森林面積は、総面積の77%を占めており、森林に恵まれた地域である。森林面積53,347haのうち89%が国有林であり、大雪山国立公園区域が多くを占めるなど、東大雪の山々を源とした清らかな水をたくわえ、多様な野生生物の生息の場となるとともに、緑豊かな景観や二酸化炭素を吸収するなど重要な役割を果たしており、町民にとってかけがえのない貴重な財産となっている。

一方、一般民有林の人工林については、主にカラマツが主体となっており、地域材の需要を拡大することで、森林から生産される木材等の収益が、再び森林の整備や保全に向けられることによって、森林・林業の再生や地域の活性化、雇用の創出が図られることが求められている。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、再利用が可能で省資源につながる資材であることから、地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供することが重要である。

このため、多くの町民の利用に供される公共建築物において、地域材の需要を拡大するとともに、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、多様な分野での地域材の利用拡大と「地材地消」の推進が必要である。

2 公共建築物における地域材の利用の促進に関する基本的方向

公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における地域材の利用の促進を図るものとする。

- (1) 町は、その整備する公共建築物における地域材の利用の促進に取り組むものとする。
- (2) 公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者と相互に連携

を図りながら公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

- (3) 公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、森林整備計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された地域材等の円滑な供給の確保を図るものとする。
- (4) 町は、公共建築物における地域材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

- (1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く町民一般の利用に供される学校、保健福祉施設、社会福祉施設、運動施設、観光施設、社会教育施設、町営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、職員住宅等が含まれる。

- (2) 町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

- (1) 公共建築物における地域材の利用に当たっては、特に第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、第2の1の(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

- (2) 公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの(以下「地域材製品」という。)

の利用に努めるものとする。

- (3) 木質ペレットや木質系断熱材など森林バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、森林バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。
- (4) 町は、環境等への貢献として、公共建築物での地域材の利用が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果、利用者の心理面、情緒面及び健康面に及ぼす効果の普及に努めるものとする。

3 町の取組（国及び道との連携）

公共建築物での地域材の利用に当たり、国、道及び町は連携して推進するものとする。

町は、国及び道が推進する施策を基に、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ、効果的な施策の推進に努めるものとする。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進することに努めるものとする。

また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第3 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

町立施設の木造化・木質化等を進めるに当たっては、以下によるものとする。

- (1) 町は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則として木造化を図るものとし、その場合の対象施設は別表1によるが、防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合は除く。

また、別表1に掲げる建築物以外の施設であっても、積極的に木造化を検討するものとする。

- (2) 町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木

質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとし、その場合の対象施設は別表1によるが、関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

- (3) 町が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。
- (4) 町が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするものの導入を検討するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林整備の促進とともに、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に取り組むものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

町は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は、建築関係者や木材製造業者と連携し、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用に努めるものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、町は、畜舎などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の促進

町は、公共建築物における森林バイオマス利用の意義の普及啓発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努めるものとする。

また、林内に残された幹や枝など林地未利用材の利活用を図るため、効率的な集荷シス

テム等の構築に向けた調査・研究を推進するものとする。

第6 その他必要事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

2 地域材利用の普及啓発

町は、優良な木造建築事例の普及啓発を行うなど、公共建築物等における地域材の利用の効果的な推進に努めるものとする。

第7 適用

- 1 この方針は、平成24年8月23日から適用する。
- 2 上士幌町木材利用推進取組方針（平成22年4月1日策定）は、廃止する。

(別表1)

町が整備する公共建築物の木造化・木質化等対象施設

区分	対象施設等	備考
1 木造化を推進する建築物	学校（小学校、中学校）、給食センター、社会教育施設（図書館、博物館等）、保健・社会福祉施設（健康増進センター、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等）、医療施設（病院、診療所等）、運動施設（屋内ゲートボール場、屋内プール、スキー場総合管理棟等）、観光施設（レストハウス等）、集会場、コミュニティセンター、町営住宅、職員住宅、庁舎、宿泊施設（研修宿泊所等）、倉庫	※利用形態や用途、周辺環境との調和などから木造化が適当であり、木造がふさわしい施設
2 木質化を推進する施設	上記1の対象施設のうち非木造施設の内装等（対象施設の主たる箇所） 居室（教室、職員室、相談室、音楽室、図書室、リハビリ室、食堂、病室、待合室、展示室、資料室、会議室、講堂、研修室、応接室、宿泊室等）、ロビー、玄関、廊下の壁面及び床、更衣室・トイレ等の壁面	※高齢者や児童生徒の利用が多く、滞在時間が長いなど、室内環境に重視することが必要な施設
3 木質家具等の導入を推進する施設	上記1の対象施設の机、椅子、収納家具、掲示板等 ※各施設の新・増改築及び家具の更新時に導入を推進する。	※身近な物品への木材利用に対するPR効果を高めることができる事務用品や家具等

(1) 第3の(1) (再掲)

上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

(2) 第3の(1) (再掲)

防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合は除く。

(3) 第3の(2) (再掲)

関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

(4) 第6の1 (再掲)

本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。